

### (3) 赤字解消・削減の取組、目標年次等

#### 財政健全化について

国保財政の健全化を図るためには、赤字を解消する必要があります。

国においても、解消・削減すべき赤字の範囲を明確にし、段階的に赤字を削減し、できる限り赤字を解消するものとされています。

#### 赤字解消・削減のための取組について

- ・ 赤字市町村は、赤字の要因分析を行った上で、赤字解消計画書を作成し、収納率の向上、健康づくりや重症化予防による医療費適正化の取組、適正な保険税の設定等により、赤字の解消・削減を図ります。
- ・ 県は、赤字解消計画に基づいて赤字の解消・削減を進める市町村を保険者努力支援制度等を活用し支援します。

#### 目標年次の設定

##### (1) 赤字解消・削減の目標年次

単年度での赤字の解消が困難と認められる場合は、市町村の実態を踏まえて、平成30年度から35年度までの6年間で段階的な目標を設定することとします。

##### <段階的削減の目安>

	H30	H31	H32	H33	H34	H35
目標 赤字上限額 (平成28年度比)	85%分	70%分	50%分	35%分	20%分	0%

※ 平成35年度までに解消・削減すべき赤字額が全額解消できるような計画を作成することとする。

##### (2) 収支計画

赤字市町村以外の市町村は、収支計画書を作成し、医療費適正化対策や収納対策等、必要な対策に取り組みながら健全な国保運営を推進します。

## 4 市町村ごとの標準保険税の算定方法

### 現状

#### ○ 保険税の賦課状況

国保事業に要する費用を賄う方法として、国民健康保険法を根拠とする保険料と地方税法を根拠とする保険税の2種類の徴収金が認められています。

本県では、63市町村全てが保険税を賦課しています。

税方式：63市町村

#### ○ 保険税の賦課方式

保険税の賦課方式として所得割、均等割の2方式と、資産割、平等割を含む4方式のいずれかが採用されています。

(平成28年4月1日現在)

2方式	20市町村
4方式	43市町村

## (2) 市町村ごとの標準保険税の算定方法

### 保険税水準の統一

当面、統一の保険税水準としません(将来の目指すべき課題とします)。

### 標準的な保険税算定方式

引き続き、2方式(所得割、均等割)を標準とします。